

規制改革実施計画

平成 30 年 6 月 15 日
閣 議 決 定

目 次

I 共通的事項	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の基本的性格	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4. 改革の重点分野	2
5. 規制改革ホットライン	2
6. 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）	2
7. 計画のフォローアップ	2
II 分野別実施事項	3
1. 行政手続コストの削減	3
（1）規制改革の観点と重点事項	3
（2）個別実施事項	3
2. 農林分野	4
（1）規制改革の観点と重点事項	4
（2）卸売市場を含めた流通構造改革	4
（3）新たなニーズに対応した農地制度の見直し	5
（4）農協改革の着実な推進	6
（5）農業の発展に資するその他の改革	6
（6）林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革	8
（7）新たな森林管理システムに関する事項	11
3. 水産分野	13
（1）規制改革の観点と重点事項	13
（2）漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現	13
（3）漁業者の所得向上に資する流通構造の改革	15
（4）漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備	16
4. 医療・介護分野	21
（1）規制改革の観点と重点事項	21
（2）オンライン医療の普及促進	21
（3）医療系ベンチャー支援の取組	22
（4）独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化	23
（5）食薬区分（昭和46年通知）の運用改善	24
（6）機能性表示食品制度の運用改善	24
（7）社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	24

(8) 患者申出療養制度の普及に向けた対応	27
5. 保育・雇用	28
(1) 規制改革の観点と重点事項	28
(2) 日本で学ぶ留学生の就職率向上	28
(3) 保育分野の規制改革	30
6. 投資等分野	33
(1) 規制改革の観点と重点事項	33
(2) 電波制度改革	33
(3) 放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）	36
(4) 放送を巡る規制改革（グローバル展開、コンテンツの有効活用）	38
(5) 放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）	39
(6) 放送を巡る規制改革（電波の有効活用その他）	41
(7) エネルギー分野の規制改革（電力先物市場の在り方）	41
(8) エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）	42
(9) 官民データ活用と電子政府化の徹底	43
(10) 金融・資金調達に関する規制改革	45
(11) 確定拠出年金に関する規制改革	48
(12) その他民間事業者等の要望に応える規制改革	48
7. その他重要課題	51
(1) 規制改革の観点と重点事項	51
(2) 新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革	51
(3) 民泊サービスにおける規制改革	52
(4) プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し	52
(5) 地方における規制改革	53

規制改革実施計画

〔平成 30 年 6 月 15 日〕
閣 議 決 定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を平成 28 年 9 月に設置した。

規制改革推進会議においては、行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、平成 29 年 5 月 23 日に「規制改革推進に関する第 1 次答申」が提出されていたが、その後引き続き成長戦略の推進及び国民への多様な選択肢の提供につながる規制改革を中心に検討を行い、平成 29 年 11 月 29 日に「規制改革推進に関する第 2 次答申」が、平成 30 年 6 月 4 日に「規制改革推進に関する第 3 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

第 2 次答申及び第 3 次答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する第 2 次答申」及び「規制改革推進に関する第 3 次答申」により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

規制改革の意義としては、

- ① 経済環境の変化に適応したイノベーションを促す
- ② 新製品・新サービスを国民が享受できるようにし、選択肢を増やす
- ③ 企業の創意工夫を活かす環境整備を行い、生産性を高める

④全ての人が能力を発揮できる社会が実現されるよう、多様な働き方や労働移動を支える仕組みを整える

⑤地域経済活性化の阻害要因を取り除く

等が挙げられる。

しかし、長年にわたって解決の方向性を見いだせずにいる、いわゆる岩盤規制が存在していることも事実である。また、ICTを始めとした技術革新が急激に進む中で、より簡便で効果のあるルール作りに向けた改革は急務である。

規制は、公権力によって国民や企業の経済活動等を制限する仕組みであり、その根拠は常に批判的に検証され、国民に対する十分な説明がなされなくてはならない。すなわち、「根拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making）」が最も強く求められる政策分野である。このことを十分に踏まえつつ、規制改革を推進していく。

4. 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革推進に関する第2次答申」及び「規制改革推進に関する第3次答申」を踏まえ、「行政手続コストの削減」、「農林」、「水産」、「保育・雇用」、「医療・介護」、「投資等」及び「その他重要課題」を改革の重点分野とする。

5. 規制改革ホットライン

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、内閣府に設置している「規制改革ホットライン」により常時受け付け、迅速に対応する。

内閣府は、寄せられた要望について、関係府省に随時検討を要請し、その回答を取りまとめ、公表するとともに、規制改革推進会議に報告する。更に精査・検討を要するものについては、規制改革推進会議において、必要な精査・検討を行う。

6. 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）

規制レビューは、規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）に基づいて構築されたものであり、規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みとなっている。

規制改革実施計画（平成28年6月閣議決定）を受け、平成29年7月に「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）が変更され、規制所管府省が事前評価を実施した規制について事後評価を行うこととされ、規制に係る評価の仕組みが強化された。

規制改革への取組をより効果的なものとするため、規制レビューと規制の政策評価について、引き続き、一層の連携に取り組む必要がある。

7. 計画のフォローアップ

内閣府及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、内閣府及び規制改革推進会議は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、平成30年度末時点で整理し、公表する。

II 分野別実施事項

1. 行政手続コストの削減

(1)規制改革の観点と重点事項

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、事業者の生産性向上を後押しするため、事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、I T化を一体的に推進し、事業者の行政手続コストを 2020 年までに 20%以上削減する。

(2)個別実施事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	規制改革、行政手続の簡素化、I T化の一体的推進（事業者の行政手続コストを 2020 年までに 20%以上削減）	各府省は、自らが策定した「基本計画」、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成 29 年 3 月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定)、「行政手続コスト削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」(平成 30 年 4 月 24 日規制改革推進会議行政手続部会決定)及び中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議における取りまとめ(法人共通認証基盤を活用したオンライン手続の簡便化、補助金、社会保険等の行政手続のオンライン化、ワンスオンリー等を内容とする)を踏まえ、2020 年までに事業者の行政手続コストを 20%以上削減するための取組等を積極的かつ着実に進める(年間約 3 億 3 千万時間(約 8 千億円)の行政手続コストのうち、約 7 千万時間(約 2 千億円)の削減が実現する見通し(削減率 22%))。 行政手続部会は、上記の決定に基づき、各省庁の取組の進捗状況について、定期的に実績を評価し、不十分な取組や効果が疑わしい取組について、対策の積増しを要請する。 また、国から地方自治体に対して、あらゆるルートを通じて事業者の行政手続コストの削減への理解と協力を依頼する。あわせて、行政手続の簡素化・オンライン化に積極的に取り組む自治体を応援する。	取組期間は平成 31 年度まで(事項によっては平成 33 年度まで)	全府省

2. 農林分野

(1)規制改革の観点と重点事項

農林業の持続的発展に向けて、生産者が効率的かつ安定的な経営を実現していく環境づくりを行う観点から、(2)卸売市場を含めた流通構造改革、(3)新たなニーズに対応した農地制度の見直し、(4)農協改革の着実な推進、(5)農業の発展に資するその他の改革、(6)林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革、(7)新たな森林管理システムに関する事項について、重点的に取り組む。

(2)卸売市場を含めた流通構造改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	卸売市場を含めた流通構造改革	a 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日(改訂)農林水産業・地域の活力創造本部)に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を国会に提出する。 b 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立した場合には、以下の点に留意して運用に当たる。 ・食品流通構造が多様化する中であっても、不公正な取引が把握され是正されるよう、国による調査等を的確に実施すること。 ・新たな流通構造の下では、行政の関与は、卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律等、法令に基づくものに限ること。 ・卸売市場の運営に係る実務的ルールの公表等、商慣行等の見直しを促進すること。 ・食品流通構造改革の実現に向け、ICTの活用等、食品流通構造の改革に取り組む意欲ある事業者を積極的に支援すること。	a:措置済み b:平成30年度以降措置	農林水産省

(3)新たなニーズに対応した農地制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱いについて	a 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を国会に提出する。改正法案の検討に当たっては、以下の点に留意する。 ・コンクリート敷きの農業用ハウスやいわゆる「植物工場」などの農作物の栽培に必要な施設については、農地転用を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを設ける。 ・施設を設置しようとする際に、設置しようとする者は、あらかじめ農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設か否かを事前に把握し、上記施設用地に係る税制上の扱いについては、新たな法律の施行日以降は、農地と同様の取扱いとなるよう、検討する。 b 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、上記と同様の扱いとする場合の課題や問題点について早急に検討する。	a:措置済み b:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	農林水産省
3	相続未登記農地等の農業上の利用の促進について	a 「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」（平成29年11月29日）に基づき、関係法律を見直すこととし、必要な法案を国会に提出する。 関係法律の見直しに当たっては、以下の点に留意する。 ・所有者不明の農地について、管理費用（固定資産税、水利費等）を負担している相続人について、あらかじめ明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を確知できない場合にも、農業委員会による公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制度を設ける。 ・上記の手続によって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、賃料の持分相当額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払う。 ・上記と併せて、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の「5年を超えないもの」から「20年を超えないもの」に延長する。 b 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みを更に徹底することなど、効果のある対応策を政府全体として検討する。	a:措置済み b:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	農林水産省

(4)農協改革の着実な推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	農協改革の着実な推進	農協改革集中推進期間最終年を見据え、自己改革のための様々な仕組みを徹底的に活用した改革が推進されるよう、引き続きフォローアップを実施する。	平成30年度以降、継続的に措置	農林水産省

(5)農業の発展に資するその他の改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）附則第2条に基づき、施行後5年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。 ・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。 ・農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。	平成30年度結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について	a 国は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項から第14項までの規定のただし書に基づく特例許可を活用し、植物工場などの新たな農業生産施設に類似する施設を建築した事例や審査内容、許可が不要な地域に立地した既存の植物工場等の実態を調査し、その結果を踏まえ特定行政庁に対して、許可事例の情報共有を図り、特定行政庁における用途規制の円滑な執行を促す。 b 国は、法執行の円滑化等のために特定行政庁相互が情報交換等を行う場である日本建築行政会議に対して、aの調査結果や海外のICT等を活用している先進的な農業生産国の事例など、新たな農業生産施設の立地の検討に有用な情報を提供するとともに、新たな農業生産施設の用途規制における取扱いについて、海外での立地規制における取扱いも参照しつつ、騒音、臭気、発生交通量など市街地環境への影響に関する用途規制の判断要素に立ち戻り、建築物の主要用途として「工場」とは別の類型と扱うことの必要性を含めた検討を促す。 c 国は、許可の実例や海外の先進事例等から把握される新たな農業生産施設がもたらす騒音、臭気、発生交通量等の実態を踏まえて、新たな農業生産施設に関する許可の考え方について、その実態に即した施設の定義も含めて検討・整理し、特定行政庁に対する技術的助言として通知する。	平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
7	小型無人航空機の農業分野における利活用の拡大について	小型無人航空機の国内外の技術革新と農業分野における利用の実態を把握し、オペレーターと補助者の役割等を再検証し、それを踏まえて、補助者の配置等の各種規制がリスクの回避に寄与する程度を速やかに分析評価した上で、その結果に基づき、農業分野における利用時の補助者配置義務、目視外飛行時の基準、最大離陸重量25kg以上の機体に要求される機能・性能基準を含めた各種規制の妥当性や代替手段を、規制の緩和等による安全リスクとその効果との比較衡量の観点も含めて検討し、結論を得次第、速やかに、必要な措置を講ずる。	平成30年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省 国土交通省

(6)林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるためのKPIの設定及び工程表の作成	a 集積・集約化により林業生産林として整備していくべき人工林の面積や、整備する路網の規模、国産材の供給量の見込み、さらには、川上から川下までの林業全体の付加価値生産額などに関し、適切なKPIを用いて、時期を明示した目標を定めるとともに、その目標の実現に向けた施策の工程表を明らかにする。 b 上記aにおいて定めた目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その横展開を進める。	a:措置済み b:平成30年度以降、継続的に実施	農林水産省
9	木材の生産流通構造改革	木材の生産流通構造改革を推進するために、以下に掲げる方向で検討する。 a 川上から川下までを網羅し、かつ長期・大ロットでの事業展開が可能な事業者を軸とした、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築を促進する方策を検討、実施する。 b ICTの利活用を徹底し、森林調査や施業計画立案の高度化、市場情報のサプライチェーンを通じた共有による作業効率や付加価値の抜本的向上などを促進する方策を検討、実施する。 c サプライチェーンに携わる多様な担い手や消費者が、森林の機能、成長段階、利用状況等を把握、理解できるような情報の整理、集約の方策を検討する。 d 森林組合との連携や加工・流通の合理化を進めるとともに、高付加価値な木材市場を切り開く加工事業者の市場に即応した林業経営への進出や、市場を見据えた林業経営体の川下事業への展開を促進するなど、林業の成長産業化に向けた生産流通構造改革の担い手に政策資源を重点化する。	既に検討開始、結論を得次第速やかに実施	農林水産省

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	林業の成長産業化に向けた国産材の生産流通構造改革	a 木材の需要拡大・利用促進を図りつつ、実需者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の最適化等、マーケットインの発想に基づきバリューチェーンの全体最適化が進められることとなるよう、民間事業者が需給等のデータを共有する取組を促進する。 b 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。 なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）についても所要の措置を講ずる。	a: 平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b: 平成30年度措置	a: 農林水産省 b: 内閣府 農林水産省
11	木材の利活用を過度に制限している規制・基準等の見直し	以下の措置を講ずる。 - 改正建築基準法の下で整備する基準等については、木材の特性や意匠性を活かした木材の需要を拡大する上で効果的な環境を整備するため、主要構造部に対する防火規制、内装制限等について、建築技術の動向や海外の事例、木材利用の将来のニーズを踏まえ、必要な合理化を進める。 - 地域経済を担う中小の木材製品生産者が、特徴ある多品種少量の木材を、新たな建築用途向けに円滑に出荷できるよう、その条件となる日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく認証取得について、JAS認証の料金体系や、取得支援体制の在り方、工場単位ではなく木材製品単位で品質を認証する方策の導入などを含めた、幅広い木造建築の利用に資する品質を保証する仕組みの見直しを行う。その際、事業形態の異なる様々な利用者の認証に係る負担の実態把握を行い、利用者の事業形態に即した負担水準となるよう、必要に応じ、その軽減策を講ずる。	平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	農林水産省 国土交通省

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	都市部等での木造需要増に向けた中規模木造ビルの普及促進	以下の措置を講ずる。 ・都市部等で相当量の木造需要を生み出すことが期待される「中規模木造ビル」を全国で立地させることを目指し、関連する様々な事業者、事業者団体、利用者、行政が連携し、モデルとなる建築物の可視化、そのような建築物に適合した部材の規格や設計方法の整理・普及、都市部の中規模木造ビルを量産し得るようにするためのサプライチェーンを通じた生産システムづくりなどに取り組むための場を立ち上げる。 ・中規模木造ビルによる需要拡大を加速し、多くの民間事業者等が自らその建築等に関与する動きを拡大するために、国は、中規模木造ビルの考え方に即した建築提案を募り、モデル事業として位置付けてその実現を促進する。	平成30年度措置	農林水産省
13	強度の高いCLT利活用の促進	CLTに関しM60まで規定する現行の告示「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件」（平成13年国土交通省告示第1024号）を改正し、既に、JAS規格が策定されているM120までを規定する。	平成30年度措置	国土交通省
14	伝統構法木造建築物に関する規制の見直し	以下の措置を講ずる。 ・石場建てや継手・仕口の木組みなど伝統構法に用いられる様々な仕様が建築物の安全性を担保する上で十分であるかどうかについて検証する。実現される安全性の程度が十分であるとの評価が得られた場合には、建築に関する規制制度面で、伝統構法の仕様を採用しやすくなるような環境を整備する。 ・日本の伝統構法の技術を継承していくためにも、建築物の質の確保・向上を担う大工等の人材育成に向けた取組を進める。	平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省

(7)新たな森林管理システムに関する事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	市町村が仲介者となって森林の集積・集約化を進める仕組みの創設	以下に掲げるとおり、新たな森林管理システムを構築する。 a 森林所有者の森林管理の責務を明確化する。 - 適切な時期における森林の伐採、造林、間伐の実施など森林所有者が果たすべき、森林の適正な管理と効率的利用に関する責務を明確化する。 - その上で、森林管理等の責務を果たすことが困難な所有者にあっては、市町村への管理委託が進む十分な動機付けとなるような仕組みを構築する。 - 自ら責務を果たす意向を示したにもかかわらず一定期間、責務が果たされない場合には、裁定等により迅速に市町村の管理に委ねるなど、実効ある仕組みを構築する。 b 森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営を集積・集約化する仕組みを構築する。 - 様々な森林の管理委託を受ける市町村が意欲と能力のある林業経営体を広く募集するなど、森林を積極的に意欲ある経営体に委ね、生産性の高い林業経営を促す仕組みを構築する。 - 民間に委ねる生産性の高い森林については、この新システムを構築した地域を中心として、森林作業道だけでなく基幹的な道も含めたネットワークを構築する路網整備を、森林整備事業も活用して進めるとともに、高性能林業機械の導入を重点的に推進する。 c 市町村が再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が間伐等の公的管理を行う仕組みを構築する。 - 林業生産林としての採算性が見込めない森林については、管理コストが小さくなる育成複層林への転換を進める。 - 民間事業者にできるだけ幅広い範囲で作業委託できるようにする。	措置済み	農林水産省
16	市町村行政の補完等のための仕組みの整備	民間事業者の能力を活かせる場合には、積極的に活用するよう留意しつつ、以下を実施する。 a 市町村の森林・林業行政については、林業の専門家を効果的に活用することに加え、その体制が脆弱である場合、市町村域を超えて森林の管理を行うことが効率的である場合など一定の場合には、都道府県が市町村の業務を代行できる仕組みを整備する。 b 人材育成など広域的に行った方が効率的な業務については、都道府県による更なる取組について検討する。	措置済み	農林水産省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	国有林事業との連携	国有林事業との一層の連携を図るため、以下を実施する。 a 林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた民有林への技術普及などの民有林との連携を進める。 b 意欲と能力のある林業経営体への国有林野事業の受注等の機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営体情報の市町村に対する提供を行う。	措置済み	農林水産省
18	所有者不明森林への対応強化	新たな森林管理システムの構築に併せ、所有者不明森林について、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるよう検討し、実施する。	措置済み	農林水産省

3. 水産分野

(1)規制改革の観点と重点事項

我が国海水面の潜在力を最大限活かし、持続可能で国際競争力のある水産業を達成する観点から、(2)漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現、(3)漁業者の所得向上に資する流通構造の改革、(4)漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備について、重点的に取り組む。

(2)漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	新たな資源管理システムの構築	以下の方針に即した新たな資源管理システムを構築することとし、法改正を含めた措置を速やかに講ずる。 a 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種や資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかに評価対象とした上で、その他の有用な魚種についても、順次対象に追加する。 b 調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。 c 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量（以下「MSY」（Maximum Sustainable Yield）という。）の概念をベースとする方式に変更し、MSYは最新の科学的知見に基づいて設定する。 d 国全体としての資源管理指針を定めることを法制化する。この指針において、資源評価のできている主要魚種ごとに、順次、回復や維持を目指す資源水準としての「目標管理基準」（MSYが得られる資源水準）と、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」の二つの基準を設ける。後者の基準を下回った場合には、原則として10年以内に目標管理基準を回復するための資源再建計画を立てて実行する。 e 目標管理基準を満たす資源水準の維持や段階的回復を図るため、毎年度の漁獲可能量（以下「TAC」（Total Allowable Catch）という。）を設定する。TAC対象魚種は、漁業種類別及び海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTACの対象とする。 f 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当（以下「IQ」	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省

		(Individual Quota) という。)を導入する。 I Qの導入に当たっての割当は、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、T A Cに占めるI Qの割合(%)を割り当てる方式とし、I Qの数量は、毎年度、その年度のT A Cに基づいて確定するものとする。資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたI Qの割合の移転を可能とする。 g I Qの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、I Qの割当を受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのI Q数量を年度内に限って融通できることとする。 h I Qだけでは資源管理の実効性を十分に確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。 i 上記の資源管理を着実に実施するため、 ・漁業者に対し、T A C対象魚種の全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、I C T等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。 ・逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。 ・I Qの超過に対しては、罰則やI Q割当の削減等の抑止効果の高いペナルティ措置を講ずる。 j 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者、漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。 k 新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、減船や休漁措置などに対する支援を行う。 l 新たな資源管理システムの下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。		
2	栽培漁業の在り方の見直し	a 従来実施してきた栽培漁業に関する事業については、資源造成効果を検証し、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは実施しないこととする。 b 資源造成効果が高い手法や対象魚種については、今後とも事業を実施するが、その際、国は、広域魚種を対象として必要な技術開発や実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。	平成31年度措置	農林水産省

(3)漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	漁業者の所得向上に資する流通構造の改革	a マーケットインの発想に基づき、以下の取組等を強力に進める。 ・ 物流の効率化（加工業者との連携による低コスト化、高付加価値化等） ・ I C T等の活用（取引の電子化、A I・I C Tを活用した選別・加工技術の導入等） ・ 品質・衛生管理の強化（新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のH A C C P（Hazard Analysis and Critical Control Point）対応等） ・ 国内外の需要への対応（輸出の戦略的拡大等） b 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、そのために必要な漁港機能の再編や集約化、水揚漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保等を進める。 c 資源管理の徹底、I U U（Illegal Unreported Unregulated：違法・無報告・無規制）漁業の撲滅、輸出促進の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするとともに、I C T等を最大限活用したトレーサビリティの取組を推進する。 d 漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船、漁網等の主要資材の調達先、調達方法等の見直し等を進める。	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省

(4)漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	生産性の向上に資する漁業許可制度等の見直し	a T A C対象魚種など主要資源の管理を適切に進めていく観点から、現行の漁業許可の4区分を大臣許可漁業と知事許可漁業の2区分に整理するとともに、試験開発操業の一層の活用等により、新たな漁法等の導入を促す。 b I Q導入等の条件が整った漁業種類については、インプット・コントロール等に関する規制を抜本的に見直し、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。なお、I Qだけではカバーできない資源管理上の規制（操業区域、操業期間、体長制限など）は、必要に応じ活用する。 c 漁船の譲渡等に際しては、承継者に許可を行い、同時にI Qも移転することとする。 d 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。 e 資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い漁業者が遠洋・沖合漁業を担う漁業構造にしていくため、資源管理を適切に行わない漁業者や生産性が著しく低い漁業者に対しては、改善勧告、許可の取消しを行う。 f 大臣許可漁業に関し、許可を受けた漁業者の廃業などの場合に、随時、新規許可（それぞれ期限を設定）を行う制度とし、一斉更新制度（一定の時期に全ての許可の期限を終了させ、新たに許可を出す制度）は廃止する。 g 漁獲報告の迅速化と、報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化・V M S（Vessel Monitoring System）の備付けを義務化する。 h 海技士制度について、以下の検討を進める。 ・船舶職員養成施設の入学要件の見直しによる早期受験資格の取得、e-ラーニング教材の活用拡大などの免許取得方法の多様化、科目合格の有効期間延長等受験機会の拡大により、海技資格の取得を促す環境を整備する。 ・近海（100海里以内）を操業する中規模（総トン数20トン以上長さ24m未満）の漁船の機関に関する業務の内容について、国土交通省と水産庁が協力して実態を調査し、その結果及び今後の技術の進展に係る調査の結果を踏まえて、安全運航の確保を前提に、必要とされる海技資格の在り方について検討する。	a, b, c, d, e, f, g: 早期の関連法案提出を含め、速やかに措置 h: 平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに実施	a, b, c, d, e, f, g: 農林水産省 h: 農林水産省 国土交通省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	養殖・沿岸漁業の発展に資する海水面利用制度の見直し	a 養殖・沿岸漁業に係る制度については、以下の考え方に基づき再構築する。 ・ 養殖・沿岸漁業は限定された水域（漁場）を活用して営む漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。 ・ その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与のプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図る。 ・ 加えて、都道府県が沿岸漁場の管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設する。 b 漁業権付与の前提となる漁場計画については、都道府県は、従来と同様、原則として5年又は10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権（定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の3種類）の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。また、必要に応じ、随時改定を行う。 c 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行いつつ、当該海区の海面を最大限に活用できるように留意し、可能な場合は、養殖のための新区画の設定を積極的に推進する。 d 沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に対し、新たな区画を設定するよう指示等を行う。 e 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者を始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こうした手続を法定する。 f 漁業権の種類は、従来と同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。 g 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体（漁協）に付与する。 h 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体（漁協）に付与する。 i 個別漁業者に付与する漁業権（個別漁業権）は、当該漁業者の経営展開等に必要範囲で、都道府県の関与の下で、抵当権の設定等を可能とする。 j 漁業者団体に付与する漁業権（団体漁	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省

		業権)については、漁業者団体がそのメンバーたる個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整(費用の徴収等を含む。)を漁業権行使規則に基づいて行う。漁業権行使規則はメンバー以外には及ばない。 k 団体漁業権に関係する個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に関係する地区の漁業者からなる地区部会を当該団体の中に常設し、当該地区部会が漁業権行使規則を制定し運用する。 l 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に係る漁業の生産力の維持発展に向け、協業化、法人化等の方策を含めた計画を策定するものとする。 m 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として以下の事項を法定する。 ・既存の漁業権を受けた者(以下「漁業権者」という。)が、水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。 ・上記以外の場合は、地域の水産業の発展に資すると総合的に判断される者に付与する。 n 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告する。都道府県は、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、改善指導、勧告、さらには漁業権の取消しを行う。 o 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定する。その上で、都道府県は、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。 p 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法等を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けるものとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。業務に関し漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程には、漁場管理に要する費用の使途、負担の積算根拠を明示することとし、毎年度その使途に関する収支状況を公表するものとする。 q 養殖業発展のための環境整備として、以下の措置を講ずる。 ・国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売、輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖	
--	--	--	--

		業の振興に本格的に取り組む。 ・技術開発については、魚類養殖経営のボトルネックとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発・供給体制の整備を強化する。 ・国際競争力ある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。 ・静穏水域が少ない我が国において養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。また、養殖場として、漁港（水域及び陸域）の有効活用を積極的に進める。 ・拡大する国際市場を見据え、H A C C P 対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。		
--	--	--	--	--

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	魚類の防疫に関する事項	a 魚類の防疫に関する体系的な知識とそれを身に着けるための研修等の蓄積を基礎に、養殖業の発展を担う民間の養殖業関係者が魚類の防疫に関する知識を修得できる環境を整備することとし、研修や魚類防疫士資格の取得機会の民間への開放を含めた必要な方策を検討し、結論を得て、実行する。 b 水産用ワクチンを始めとする魚病に関わる薬剤の承認審査期間を更に短縮するため、承認審査手続の一層の効率化、海外で承認されている薬剤に関し、海外での各種基礎データや利用実績等に関する情報の活用等を通じた審査方法の簡素化について検討し、具体的な期間短縮の目標と実現のためのロードマップを関係府省連携の上作成し、実行する。	平成30年度検討・結論、平成31年度措置	a:農林水産省 b:内閣府 厚生労働省 農林水産省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し	漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、水産政策の改革の方向性に合わせて、以下に掲げる見直しを行う。 a 漁協を、団体漁業権の主体や、漁場管理の実施者という公的機能の担い手として位置付けることとし、以下の点を法定する。 ・漁協の事業として、(4) No. 5o及びpの漁場管理業務を行えることとする。 ・団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受ける。 ・漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その使途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。 ・団体漁業権に係る個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を漁協の中に常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。 ・全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。 b 漁協の組織・事業体制を強化するために、以下の措置を講ずる。 ・漁協の目的として、漁業者の所得向上を図ることを法律で明記する。 ・漁協の役員の中に販売のプロ等を入れることを法律で明記する。 ・信用事業を行う信用漁業協同組合連合会等に対して、全漁連による監査に代えて、公認会計士監査を導入する。 ・漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする仕組みを導入する。 ・国は、産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する。	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省

4. 医療・介護分野

(1)規制改革の観点と重点事項

I o T・A I を全面的に活用した医療資源の効率的な活用、生産性の向上及び国民の健康寿命の延伸の観点から、(2)オンライン医療の普及促進、(3)医療系ベンチャー支援の取組、(4)独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化、(5)食薬区分(昭和46年通知)の運用改善、(6)機能性表示食品制度の運用改善、(7)社会保険診療報酬支払基金に関する見直し、(8)患者申出療養制度の普及に向けた対応について、重点的に取り組む。

(2)オンライン医療の普及促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	オンライン診療の取扱いの明確化	オンライン診療の取扱いについて、これに関連する既存の通知や事務連絡を含めて見直し、医療関係者にとって分かりやすいオンライン診療の適切な実施に関する指針(以下「ガイドライン」という。)を作成するとともに、関係者に広く周知する。	措置済み	厚生労働省
2	オンライン診療を適用できる地理的条件の見直し	オンライン診療は「離島、へき地」に限らず、患者の状況に応じて医師の判断により適用できることをガイドラインにおいて示す。	措置済み	厚生労働省
3	オンライン診療を行う医師の所在の解釈の明確化	医師がオンライン診療を行う際の提供場所について、必ずしも医療機関内で提供する必要がないことをガイドラインに明記する。	措置済み	厚生労働省
4	オンライン診療を受診する患者の受診場所の見直し	医療法(昭和23年法律第105号)に定める「居宅等」の範囲の解釈を見直し、患者のプライバシーが維持できる環境等の条件が整う場所ならばオンライン診療の受診を可能とすることをガイドラインに明記する。	措置済み	厚生労働省
5	オンライン診療による初診の取扱いの明確化	初診は対面診療が原則であることを示しつつ、オンライン診療による初診が適法となるケースの例をガイドラインに明記する。	措置済み	厚生労働省
6	オンライン診療のルールの適宜更新	以下について検討し、措置する。 ・技術の発展やエビデンスの集積状況に応じて、ガイドラインを少なくとも一年に一回以上更新する。 ・医療関係者がより利用しやすくなるように実務上の細かな疑問に対応できるQ&A等を作成する。	平成30年度検討・結論・措置	厚生労働省
7	オンライン診療に適した症例及び対面診療との組合せ方の明確化	オンライン診療に適した症例及び対面診療との組合せ方をガイドラインに明記する。	措置済み	厚生労働省
8	患者が服薬指導を受ける場所の見直し	患者がオンライン診療を受診した場所(職場等)で、薬剤師が服薬指導を実施することを可能とするよう、薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)の見直しを検討し、措置をする。	平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置	厚生労働省
9	オンライン診療に係るデータ収集の推進	オンライン診療の一層の充実を図るために、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進める。	平成30年度検討・結論	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充に向けた検討	ガイドラインの内容を踏まえ、新設されたオンライン診療料等の普及状況を調査・検証しつつ、患者目線に立ったオンライン診療の更なる拡充に向けて、次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療料等の見直しについて、検討を進める。	平成31年度検討・結論	厚生労働省
11	オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現	オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担い、国民が医薬品の品質、有効性及び安全性についての利益をより享受できる医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の取組等を推進するため、薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせて行うことについて検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置	厚生労働省
12	電子処方箋実務の完全電子化	オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、厚生労働省が平成28年に策定した「電子処方せんの運用ガイドライン」を改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する。	平成30年度上期検討・結論、平成30年度措置	厚生労働省

(3)医療系ベンチャー支援の取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	革新的医薬品の適正なイノベーション評価	原価計算方式で算定される医薬品の薬価についても、営業利益率のみに対する加算から、類似薬効比較方式と同様に価格全体に対する加算に改める。	措置済み	厚生労働省
14	一般管理販売費の適正な算定	原価計算方式において一律に設定されている一般管理販売費の係数について、企業が申請した原価の内容を個別に考慮する必要性、その条件等を検討し、所要の措置を講ずる。	措置済み	厚生労働省
15	研究開発費の適正な算定	医薬品の開発後に売上高に応じた納付金を求める交付金等の額については、薬価の原価計算方式における研究開発費から控除しないものとする。	措置済み	厚生労働省

(4)独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	電子化の推進	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の新医薬品の審査プロセスについて、承認申請資料の電子媒体に併せて紙媒体での提出を求める運用を改めるなど、電子化の更なる促進に向けて、工程表を策定し、公表する。	平成30年度検討・措置	厚生労働省
17	審査過程の透明化	PMDAによる審査の進捗を申請者が参考とすることができるよう、審査報告（1）について、申請者見解以外の箇所についてもマスキングを廃止する。	平成30年度検討・措置	厚生労働省
18	再審査申請資料の効率化	再審査において提出が必要とされている各種の申請資料について、内容の重複の有無等を点検し、再審査申請資料の効率化を図る。	平成30年度検討、平成31年度結論・措置	厚生労働省
19	海外の規制との整合性確保	我が国においても国際共同治験に関するガイドラインの策定を踏まえ、承認申請が世界に対して遅れることのないよう、安全性を保持しつつ、日本人データの要求の考え方を整理し、公表する。	平成30年度検討、平成32年度措置	厚生労働省
20	英文資料の受入れ	製造販売後データベース調査に係るプロトコル等の英文資料について、原文での提出も可能とするための課題・方策について整理する。	平成31年度検討、平成32年度措置	厚生労働省
21	医薬品添付文書の電子化	医薬品添付文書について、最新の添付文書は紙媒体での添付を省略し、インターネット上での公表をもって代えることを認めることの可能性について必要な調査・検討を行った上で、運用上の課題等を整理する。	平成30年度検討・結論、平成31年度措置	厚生労働省
22	GMP査察結果の相互受入れ	MRA（Mutual Recognition Agreement）対象国の製造所についても、PMDAによるGMP（Good Manufacturing Practice）調査に係る製造販売業者の負担が軽減されるよう、平成29年度末現在で発効しているMRAの対象医薬品の範囲を拡大し、適用対象に原薬及び無菌製剤を含めるための所要の手続を早期に進める。また、我が国におけるGMP調査の質を確保してMRA及びMOU（Memorandum of Understanding）を安定的に実施していくために、都道府県によるGMP調査の充実・強化に向けた環境整備を図る。	平成30年度検討・結論、平成31年度措置	厚生労働省
23	海外機関のGCP査察結果の活用	海外規制当局（米国及びEU）がGCP（Good Clinical Practice）適合として承認した新医薬品について、当該医薬品が我が国で承認申請された際の海外治験施設に係るGCP適合性調査については、これらの規制当局の査察結果を活用して効率化することを検討する。	平成30年度検討	厚生労働省
24	カルタヘナ法の運用改善	PMDAが審査を行うカルタヘナ法の大臣承認・確認手続に関して、平成28年7月に行われた運用見直しを踏まえ、所要審査日数を計測するとともに、その結果を踏まえて更なる運用見直しの必要性を検討し、所要の措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、平成31年度措置	厚生労働省

(5)食薬区分（昭和 46 年通知）の運用改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	食薬区分に係る考え方の明確化	厚生労働省は、専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)を元から含む生鮮食品や、その成分本質を利用した加工品（伝統的発酵食品・サプリメント形状食品を含む。）の医薬品該当性に関してQ&A等にまとめて周知する。消費者庁は、その内容を受けて、機能性表示食品の届出の適否を判断する過程を明確化し、Q&A等に反映して周知する。	平成30年度検討・結論・措置	消費者庁 厚生労働省
26	食薬区分に関する相談・申請についての体制整備	事業者が新規成分本質に関して食薬区分上の判断を求めるための資料を都道府県の薬務担当課が確認したことを条件に、事業者と厚生労働省の双方の効率化に資するものについては、当該事業者が厚生労働省に直接照会することを可能とする体制を整備する。また、その旨をQ&A等に反映して周知する。	平成30年度検討・結論・平成31年度上期措置	厚生労働省

(6)機能性表示食品制度の運用改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
27	生鮮食品に係る食品表示の在り方の見直し	簡易的な表示を可能とする仕組みなど、生鮮食品に適した食品表示の在り方を業界団体等と協議し、結論を得た上でQ&A等に反映して周知する。また、ビタミンやミネラル等、生鮮食品が有する一般的な特徴について、どのような表示が可能であるのかを明確化し、Q&A等に反映して周知する。	措置済み	消費者庁
28	研究レビューの活用推進	機能性関与成分の機能性に関する科学的根拠については、農業・食品産業技術総合研究機構が提供する研究レビューを用いることで簡易に機能性表示食品の届出ができるよう、当該研究レビューの改善・拡充に向けた計画表を作成し公表する。また、スムーズに相談が行われるよう生鮮食品ごとに、その知見を有する部局を明確化する。	平成30年検討・結論・措置	農林水産省

(7)社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
29	新コンピュータシステムの開発プロセスにおける内閣情報通信政策監との連携	社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）のコンピュータシステムに関し、次の措置を行う。 a 以下の要件が新システムで実現されているか確認するため、今後の開発プロセス（基本設計、開発、総合試験）の各段階において、内閣情報通信政策監（政府CIO）と連携しながら推進する。 ・支払基金が担う、(i)レセプトの受付、(ii)受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、(iii)審査、(iv)それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。 ・それぞれのモジュールは、標準的な接続方式（インターフェース）を用いて統合されて	a: 基本設計については平成30年措置、開発については平成31年度までに措置、総合試験については平成32年秋までに措置 b: 平成32年度までに措置	内閣官房 厚生労働省

		おり、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みとすること。 ・レセプトの入力ミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供する等の工夫をする。保険者についても、上記の分解された機能単位ごとに、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。 ・モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト形式の見直しを行うこと。 ・人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいこと。 ・審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに設置されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。また、最適な情報技術を有効活用し、審査の効率化を推進すること。 ・新システムの維持費用は、できる限り効率化を図るとともにセキュリティ対策を強化すること。 b コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しと併せて、システム刷新を実施する。その際、病名等について、引き続き国際的な規格への準拠を進める。	
--	--	--	--

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	新コンピュータシステムに係る投資対効果の開示	新コンピュータシステムに係る投資対効果について、試算を国民に分かりやすく開示する。	平成30年措置	厚生労働省
31	支部の最大限の集約化・統合化の実現	今年度実施するモデル（実証）事業においては、支部の最大限の集約化・統合化を前提に、集約化の在り方（集約可能な機能の範囲、集約化の方法、集約化に伴う業務の在り方等）を早急に検証し、結論を得た上で公表する。あわせて、その検証結果を踏まえた法案を提出する。	平成30年検討・結論、平成31年措置	厚生労働省
32	審査の一元化に向けた体制の整備	審査の一元化の前提となる以下の具体的な進め方について、引き続き検討を進め、結論を得る。 a 各支部で独自に設定しているコンピュータチェックルールについて、具体的な差異の内容を把握するとともに、作業完了までの具体的な工程表を示す。 b 「データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保する」仕組みについて具体的に検討し、結論を得る。 c 「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」（以下「計画工程表」という。）の中で結論が先送りとなっている以下の事項について、法改正を含めて検討し、結論を得る。 ・審査支払機関の法的な位置づけやガバナンス ・審査委員会の三者構成の役割と必要性 d 「計画工程表」の中で結論が先送りとなっている以下の事項について、法改正を含めて検討し、結論を得る。 ・保険者の審査支払機能の代行機関としての支払基金と国保中央会等の最も効率的な在り方 ・各都道府県に設置されている審査委員会の役割と必要性	a: 平成30年度上期結論・措置 b, c: 平成30年度検討・結論 d: 平成30年度検討開始、平成31年度中間報告、平成32年度までに結論	厚生労働省
33	手数料体系の見直し	手数料体系の見直しについて、新システムの導入による事務コストの軽減、審査プロセスの見直し、保険者自身によるシステムの利用及び審査プロセスの外部事業者への委託等を踏まえ、法改正を含めて検討し、結論を得る。あわせて、検討結果を踏まえた所要の措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、平成31年までに措置	厚生労働省

(8)患者申出療養制度の普及に向けた対応

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
34	制度の趣旨に沿った運用改善策の検討	患者からの申出を起点とするという制度趣旨に鑑み、患者が新たな治療を希望した場合には、安全性・有効性等が確認される限り原則として制度を迅速に利用できるよう、具体的な運用改善策を検討し、所要の措置を講ずる。	平成30年度検討、結論を得次第措置	厚生労働省
35	制度の周知及び医療機関に向けた支援	困難な病気と闘う患者がこれを克服しようとする場合に、選択肢として患者申出療養が適切に認知されるよう、周知方法を検討し、所要の措置を講ずる。 また、従来の評価療養との違いを明確にする観点から、患者が制度を容易に利用できるよう、以下の内容を含めた医療機関に対する具体的な負担軽減策について検討し、所要の措置を講ずる。 ・ 医療機関に向けたQ & Aを策定し、公表する。 ・ 臨床研究計画書等の、患者申出療養の申請に必要な書面の作成を簡素化し、医療機関の負担軽減を図る。 ・ そのため、医療機関の参考となるよう、既に実施された患者申出療養及び既存の先進医療の臨床研究計画書を可能な範囲で提供する等の対応を行う。	平成30年度措置	厚生労働省

5. 保育・雇用

(1)規制改革の観点と重点事項

誰もが最大限能力を発揮し、安心して働くことができる環境整備を通じて、日本経済の持続的成長に資する観点から、(2)日本で学ぶ留学生の就職率向上、(3)保育分野の規制改革について、重点的に取り組む。

(2)日本で学ぶ留学生の就職率向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	在留資格の変更手続の透明化・簡素化	a 在留資格の変更許可申請における不許可事例を調査及び分析し、留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドラインの許可・不許可事例の充実を図り、周知を徹底する。 b 在留申請が許可されない場合、処分の理由及びその根拠となる事実を通知書に、より具体的かつ適正に記載することを、地方入国管理官署に徹底する。 c 地方入国管理官署の窓口混雑緩和のため、オンライン申請手続の一部を開始する。 d 採用企業が中小企業・スタートアップ企業であっても、一定の条件を満たす場合（例：「留学生就職促進プログラム」での修了生の就職する企業が、当該プログラムにおいて参画企業として3年度にわたり積極的に活動している場合）は、在留資格変更手続を行う際、規模が大きい企業と同様の、提出書類の添付義務の緩和を受けられるようにする。	a, b, c: 平成30年度措置 d: 平成31年度措置	法務省
2	就職インセンティブと定着率を高めるための高度人材ポイント制の活用	a ポイント特別加算の対象になる本邦の「法務大臣が告示で定める大学」の対象範囲を拡大するために、対象大学の範囲を定める法務省告示を改正する。 b 高度人材ポイント制が留学生の就職において積極活用されるよう、留学生及び企業への周知を徹底する。	a: 平成31年度措置 b: 平成30年度措置	法務省
3	起業要件の見直し	a 「経営・管理」の在留資格を取得するために必要な資本金又は出資金500万円のうち、地方自治体が申請人の代わりに負担していると認められる金額を最大で年間200万円まで考慮する特例について、起業支援を行う大学が負担する場合についても特例の対象とすることを検討し、必要な措置を講ずる。 b 国と地方自治体の適正な管理・支援の下で行う起業活動に新たな在留資格を与える特例について、大学が支援する場合も特例の対象とすることを検討し、必要な措置を講ずる。	a: 平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b: 特例の実施状況を踏まえて検討開始、結論	法務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	インターンシップの積極活用	a 無給のインターンシップにおいては、対象者・対象活動に制約がなく参加できること、また、有給インターンシップにおいても、週28時間以内である限り、資格外活動（いわゆるアルバイト）の包括許可の範囲内とみなされ、対象者・対象活動（ただし、風俗営業店舗等での活動を除く。）に制約がなく、個別の届出不要で参加できることの周知を徹底する。 b 週28時間を超える有給インターンシップにおいては、単位を修得するために必要な実習等である場合や専攻科目と密接な関係がある場合等には、最終学年に限らずとも参加が認められることの周知を徹底する。	平成30年度検討・結論・措置	法務省
5	就労のための日本語能力の強化	a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。 b 複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果（ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか）を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る。 c 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。	a: 平成30年度検討、平成31年度結論、結論を得次第速やかに措置 b, c: 平成30年度検討・結論、平成31年度措置	a, b: 文部科学省 c: 厚生労働省
6	地方における就職支援の強化	a 東京圏から地方への人の流れづくりに取り組み、地方自治体が行う担い手確保の施策について、外国人留学生を含む東京圏の人材の受入れに積極的な企業の掘り起こしや、人材の円滑なマッチング等を支援する。 b 地方に居住する留学生と企業との更なるマッチング推進のため、ハローワークの外国人雇用サービスセンターの増設など、公的な就職相談支援体制を強化する。 c 企業における外国人材の雇用管理改善を支援するためのガイドブック「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」がより広く活用されるよう周知を徹底する。	a: 平成30年度検討・結論、平成31年度措置 b: 平成30年度検討・結論、平成31年度以降順次措置 c: 平成30年度検討・結論・措置	a: 内閣官房 b, c: 厚生労働省

(3)保育分野の規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	関係者全員参加の下で協議するプラットフォームの都道府県による設置	a 待機児童数が一定の基準を超え、その解消に意欲のある都道府県が手を挙げた場合、国は「待機児童緊急対策地域」（仮称。以下「緊急対策地域」という。）に指定し、指定された地域内の待機児童への支援策を強化するための所要の改正法案を提出する。 b 緊急対策地域に指定された都道府県は、現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため、関係者全員参加の下で協議するプラットフォームとして、待機児童対策協議会（仮称。以下「協議会」という。）を設置する。協議会には、都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者の他、必要に応じて関係府省が参加する。協議会参加者は、地域の実情に応じて以下のNo. 8～12等について協議を行い、各項目について適切なKPI（達成すべき成果目標）を定める。都道府県は、定めたKPIと時期を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映させ、PDCAサイクルを回すことで、目標達成に向けた進捗管理を徹底する。	a: 措置済み b: 平成 29 年検討開始、結論を得次第速やかに実施	a, b: 内閣府 厚生労働省
8	保育に関わる情報の共有化	a 企業主導型保育所の設置情報を市区町村に提供する。 b 急速な量の拡大に応じた質を確保するため、都道府県と市区町村の間で監査情報が共有され、重複の見られる監査事項については双方の調整により、一方の監査事項から省略する等、効果的・効率的に監査を実施すべきであることを、都道府県と市区町村に対して周知する。 c 市区町村が利用者支援事業を活用して保育コンシェルジュを設置する際に、入園希望者への申請前段階からの相談支援や、休日・夜間などの時間外相談を実施するように事業設計を改善する。 d 保育利用者が必要とする情報を的確に把握し地方自治体ごとに比較ができるよう、認可外保育所も含めた保育所ごとの空き状況やマッピング等の「見える化」について協議会において関係市区町村等と協議し、「見える化」を図るべき項目を決定の上、各地方自治体は「見える化」を徹底する。	a: 措置済み、b: 措置済み、c: 措置済み、d: 協議会が設置され次第速やかに検討開始	a, b: 内閣府 c: 厚生労働省 d: 内閣府 厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	保育の受け皿拡大を支える 保育人材の確保	a 「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成 10 年 2 月 18 日厚生省児童家庭局長通知）を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間保育士の活用を地方自治体に周知する。 b 地方自治体向けに公表している「公定価格に関する F A Q」において、常勤職員以外の職員を一部配置基準に充てることが可能である旨を記載しているが、より明確化する観点から、短時間勤務者を配置基準に含める際 の考え方を追記し、地方自治体に周知する。 c 保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。 d 協議会において関係市区町村等と協議し、管内市区町村ごとの必要保育士数と確保数、キャリアアップのための研修等の人材確保策を策定する等、必要数を確保できる見込みがない市区町村に対して支援を行う。 e 協議会において関係市区町村等と協議し、保育士等の子供の保育所等の優先利用について調整する。	a: 措置済み、b: 措置済み、c: 措置済み、 d: 協議会が設置され次第速やかに検討開始、 e: 協議会が設置され次第速やかに検討開始	a, c: 厚生労働省 b: 内閣府 d, e: 内閣府 厚生労働省
10	広域連携の促進	居住地や勤務地にかかわらず希望する保育所が利用できるように以下の a を実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せて b を実施する。 a 企業主導型保育事業の従業員枠の空き枠を活用して地域枠 50% の上限を超えた地域枠対象者の受入れを可能とする。 b 協議会において関係市区町村等と、市区町村間で異なる申込みに係るシステムや様式、利用調整に係る点数付けの基準、保育料等について調整を図るとともに、広域利用のための協定の締結を支援する。	a: 措置済み、b: 協議会が設置され次第速やかに検討開始	a: 内閣府 b: 内閣府 厚生労働省
11	上乗せ基準の見直し	上乗せ基準の設定が待機児童の偏在化を助長することのないよう、緊急対策地域は、協議会において関係市区町村等と協議し、保育利用者や学識経験者等、多様な視点から上乗せ基準を検証する。	協議会が設置され次第速やかに検討開始	内閣府 厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	多様な保育所の参入促進	多様な主体の参入を促し、必要な保育の受け皿が常時確保され、かつ多様なサービスに対するニーズに応えられるよう、以下のaからdまでを実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せてe及びfを実施する。 a 多様な保育所の設置状況について市区町村単位で毎年調査を行い、結果を公表する。 b 市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設営に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。 c 保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。 d 平成29年に実施した学校の余裕教室の活用状況調査結果を踏まえ、保育所への転用状況を公表する。また、余裕教室がある場合には保育所への転用が促されるよう、文部科学省及び厚生労働省は、地方自治体に対して再度周知する。 e aの調査結果を踏まえ、協議会において関係市区町村等と協議し、市区町村における多様な保育所の参入を認めるよう促すとともに、市区町村の保育所整備計画を精査する。 f 協議会の場で、内閣府が様式例として示している子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書の活用を市区町村に促す。	a: 措置済み、b: 措置済み、c: 措置済み、d: 平成29年度公表、平成30年度通知発出、e: 協議会が設置され次第速やかに検討開始、f: 協議会が設置され次第速やかに検討開始	a, b, c: 厚生労働省 d: 文部科学省 e, f: 内閣府 厚生労働省
13	待機児童数の算出の適正化	真に、各地方自治体が政策目標とし得る待機児童数へと適正化するため、育児休業中の復職意思の確認方法について、地方自治体によって解釈の違いが生じないように、明確化されたルールが徹底されるよう地方自治体に周知する。	措置済み	厚生労働省
14	大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し	駆動補助機付乳母車について、どのような大きさ等であれば歩道上を通行する他の交通主体の交通の安全と円滑を確保しつつ歩道を通行させることができるのか、乳母車の販売事業者等や保育サービス関係者の意見も踏まえながら基準の在り方を早期に検討し、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度中に結論、結論を得次第速やかに措置	警察庁

6. 投資等分野

(1)規制改革の観点と重点事項

Society5.0の実現や国民・企業の利便性向上等の観点から、(2)電波制度改革、(3)放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）、(4)放送を巡る規制改革（グローバル展開、コンテンツの有効活用）、(5)放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）、(6)放送を巡る規制改革（電波の有効活用その他）、(7)エネルギー分野の規制改革（電力先物市場の在り方）、(8)エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）、(9)官民データ活用と電子政府化の徹底、(10)金融・資金調達に関する規制改革、(11)確定拠出年金に関する規制改革、(12)その他民間事業者等の要望に応える規制改革について、重点的に取り組む。

(2)電波制度改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	公共部門の割当状況の「見える化」	公共部門の割当状況について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考に、より積極的に公表する。	既に検討開始、平成30年夏までに結論、結論を得次第順次実施	総務省
2	効果的な利用状況調査の実施	電波の利用状況の実態をより正確に把握するため、利用状況調査を拡充する。その際、重点的に調査対象とすべき帯域を設定するとともに、発射状況調査の実施期間、時間帯、頻度、測定場所、分析手法等を適切に定め、効果的に調査する。	既に検討開始、平成30年夏までに結論、結論を得次第順次実施	総務省
3	周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築	電波の利用状況の調査・評価を踏まえ、十分に有効利用されていない帯域について、縮減、共用、移行、再編、免許の取消し（返上等）を円滑に行うため、現行制度の運用状況と有効性を検証しつつ、以下の仕組みを構築する。 a 携帯電話事業者について、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の返上などの仕組み b 携帯電話事業者以外も含むより包括的な周波数の返上などの仕組み	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省
4	新たな周波数ニーズに対応した周波数帯の確保目標の設定	5Gを始めとする今後の新たな周波数ニーズに対応するため、現在の周波数帯の確保目標に替わる新たな周波数確保目標の設定を、公共部門及び民間部門の周波数からの再編・共用の周波数確保目標も含めて実施する。	平成30年度末までに検討・結論	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設	既存免許人に対する公平な取扱い等の観点から、また従来の終了促進措置の適用状況を検証しつつ、既存免許人に対し周波数移行を促すインセンティブを確保するため、以下の仕組みを構築する。 a 終了促進措置の拡充・柔軟化の仕組み ・公共業務用無線局も対象とするほか、新たに周波数の割当てを受ける者が負担する費用の範囲について、現行の費用に加えて、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費を含める。 ・上記費用を超える支払いを行うことや、既存免許人の移行時期によるインセンティブの段階的設定も検討する。 b 帯域の確保の迅速化に資するその他の仕組み ・免許帯域から免許不要帯域へ変更する場合の対応や、公共用帯域の再編など、様々な周波数帯において、既存免許人を迅速に移行させるためのインセンティブを確保する仕組みを創設する。	平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に措置・法案提出	総務省
6	共同利用型の公共安全 L T E の創設	警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの関係省庁・関係機関が共同で利用できる「公共安全 L T E」について、平成 32 年までの実現可能性を含め、関係省庁・関係機関が参画した検討の場を総務省に設ける。	既に検討開始、結論を得次第順次実施	総務省
7	公共部門間の周波数やシステムの共用化	公益事業を含む公共分野の各分野において、最新の技術による効率的な業務や電波利用を促す観点から、公共部門間における周波数やシステムの共用化を順次進めるため、具体的な方策を検討する。	平成 30 年夏までに検討・結論	総務省
8	放送用の帯域の更なる有効利用	総務省は、放送事業の未来像を見据え、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などにつき、イノベーション創出の観点等から行う提案募集（No. 11）なども含め、検討を行う。それとともに、規制改革推進会議においても引き続き検討する。	総務省の検討について平成 30 年夏までに検討・結論。規制改革推進会議における検討は措置済	内閣府 総務省
9	割当手法の抜本的見直し	新たな周波数の割当てについて、以下の方策を実施する。 a 新たに割り当てる周波数帯について、その経済的価値を踏まえた金額（周波数移行、周波数共用及び混信対策等に要する費用を含む。）を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目（人口カバー率、技術的能力等）を総合的に評価することで、価格競争の要素を含め周波数割当てを決定する方式を導入する（平成 30 年度中に法案提出して法整備）こととし、そのための検討の場を設ける。 b 入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討を継続する。	a：平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に法案提出 b：継続的に検討	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	新たな割当手法により生じる収入の使途	No. 9 の割当手法の抜本的見直しにより生じる収入の使途として、周波数移行の促進、新たな混信対策、5G等電波利用の振興、Society 5.0の実現等のために活用することとし、そのための方策について検討する。	No. 9a と同時期に検討・結論	総務省
11	提案募集型の用途決定	十分に有効利用されていない帯域を対象に、広く民間から用途の提案を募集し、イノベーション創出の観点から社会的効用の高いと考えられる提案を中心として様々なアイデアを実フィールドで実証する機会を提供し、その上で実用化の見通しが得られた場合には、周波数の割当等所要の手続を進める方式を導入する。具体的には、まずは、V-Highマルチメディア放送に利用されていた帯域を対象に、提案募集を行い、手続を実施する。	早期に準備が整い次第実施	総務省
12	二次取引の在り方の検討	No. 3 の周波数の返上等の仕組みを踏まえつつ、電波を有効利用した新たな事業の展開・拡大を行う意欲・能力を有する者が、その必要とする周波数を、多様な手段により迅速に確保できるようにする観点から、周波数の賃貸借等の在り方について検討する。	平成 30 年夏までに検討・結論	総務省
13	共用を前提とした割当て	周波数共有を機動的に行う仕組みを検討し、結論を得る。	既に検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、平成 32 年度結論	総務省
14	免許不要帯域の適正な確保	電波利用料の徴収などの可能性も含め、免許不要帯域の適正な確保の在り方について検討する。	平成 30 年夏までに検討・結論	総務省
15	電波の利用に関する負担の適正化	電波の利用に関する負担の適正化について、以下の方策を実施する。 a 電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して特性係数や帯域区分等を見直す。 b 上記 a の見直し（電波利用共益事務のコストの分担の範囲での見直し）を超え、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについて、検討する。	a: 平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に法案提出 b: 継続的に検討	総務省
16	公共用無線局からの電波利用料の徴収	電波利用料の減免の対象となっている国等が免許人となっている公共性が高い無線局においても電波の有効利用に対するインセンティブが働くよう、電波の有効利用が行われていない無線局については、電波利用料を徴収する仕組みを構築する。	平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に法案提出	総務省
17	電波利用料の使途の見直し	電波利用料の使途について、電波の利用状況調査（発射状況調査を含む）、周波数移行の促進やホワイトスペースの利用促進、異システム間の周波数共有・干渉回避技術の高度化など、周波数の有効利用に資する見直しを実施する。	平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に法案提出	総務省

(3)放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築	インターネット同時配信を推進するとともに、通信網・放送波の配信方式にかかわらず、視聴者にとってより利用しやすく、既存の放送事業者にとってより自由度の高い事業展開の選択肢が得られ、かつ新規参入がより円滑に可能となるよう、多様な事業者が利用できる新たなプラットフォーム・配信基盤を構築することを含めて、以下の措置を講ずる。 a N H K・民放ともにインターネット配信しやすい環境整備がなされ、それが視聴者にとって利用しやすく、円滑に運営できる配信基盤の構築がなされるよう、検討の場の設定など必要な措置を講ずる。 b N H Kの常時同時配信の是非について早期に結論を得る。 c 同時配信に係る著作権等処理の円滑化（No. 26bに後掲） d Society5.0時代に最新技術を活かして新たな成長戦略を描くため、産学官（放送・通信事業者等の関係事業者、大学・研究機関、関係府省等）が連携・検討し、その上で、新たな配信基盤の構築に向けて、技術の実証を行う。 e 放送大学の地上放送跡地、V-high帯域を、新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。 f 新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けた環境整備を行う観点から、必要に応じたN H Kの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討する。	a:平成30年度中に措置 b:引き続き検討を進め、早期に結論を得る c:No. 26bに後掲 d:平成30年度中に開始 e:平成30年度検討開始、平成31年度までに結論 f:平成30年度中に検討・結論	a, b, d, e, f:総務省 c:総務省 文部科学省
19	新規参入の促進	放送事業への新規参入を促進する。このため、No. 18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。 a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。 b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年ごとの認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。 c V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。	a, b:平成31年度中に措置 c:平成30年度中に検討・一定の結論	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	ローカル局の経営基盤の在り方の検討	通信と放送の更なる融合、グローバルなコンテンツ展開など、新たな環境変化を踏まえ、民主主義の基盤として不可欠であるローカル局の経営基盤の在り方について総務省において検討する。その際、経営基盤強化のための規制や促進の在り方、免許の在り方など、併せて検討する。	平成30年度中に検討開始、平成31年中央に中間的な取りまとめ、平成31年度中に結論	総務省
21	放送事業者の経営ガバナンスの確保	放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。	平成30年度中に検討・結論・措置	総務省

(4)放送を巡る規制改革（グローバル展開、コンテンツの有効活用）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	N H K 国際部門の充実・ 抜本強化	N H Kにおいて多言語化への積極対応、内外から優秀な人材の確保、民間制作のコンテンツの活用などの取組を進められるよう、所要の措置を講ずる。	平成30年度中に検討・結論	総務省
23	放送コンテンツの海外展開の支援	放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。 a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。 b 海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるよう支援する。 c 海外の著作権等の担当部局との情報交換を推進する。海外の当局で取締りが迅速になされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取締りがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府に働きかけを行う。 d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーチサイト対策のための法整備を進める。 e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、関係府省、権利者、事業者等で連携して検討する場を設ける。 f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。 g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。	a, b, c, f, g: 平成30年度上期以降継続的に実施、 d: 平成31年通常国会までに法案提出、 e: 平成30年度早期に措置	a: 総務省 b: 総務省 c: 経済産業省 d: 文部科学省 e: 経済産業省 f: 文部科学省 g: 内閣府 外務省
24	N H K アーカイブの活用	一般視聴者だけでなく他の放送事業者・コンテンツ事業者による活用なども視野に入れて、著作権者の権利を保護しつつ、一定分野のコンテンツについては、一定期間後には無料で開放することなどを含め、より積極的な活用促進の方策について、関係者による検討の場を設ける。	平成30年度中に設置し、平成31年度中に結論を得る	総務省

(5)放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善	制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善について、以下の措置を講ずる。 a 番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査（「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第5版。平成29年7月21日）フォローアップ調査等による実態調査）を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情（外注に際しての価格交渉の実情を含む。）を明らかにする。 b 制作現場での働き方について、実態調査（メディア業界へのアンケート調査による実態調査）を行う。 c aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定（法的措置を含む。）に取り組む。 d aの実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」（受発注双方の業界団体等で構成）で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備（苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。）の必要性を検討する。 e 独禁法、下請法、労働関連法令につき、厳正な運用を行う。これに関連し、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は放送コンテンツ制作取引におけるこれらの法令の遵守や各行政機関に対する情報提供に関して、放送事業者や制作会社などの取引の当事者に対する研修等を行うなど、積極的な周知を行うこととし、総務省はこれに協力する。また、中小企業庁は放送コンテンツ制作業界を対象とした下請Gメンによるヒアリングに早急に着手する。 f aの実態調査の結果を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。 g 放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、総務省の協力を得て、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。	a: 平成30年度早期に措置 b: 平成30年度中に実施 c, d: 平成30年度中に検討を開始、平成31年度上期に結論 e, f: 平成30年上半期以降継続的に実施 g: 全般的な検討は平成30年度以降。放送制作現場に係る整理・分析・検討は平成31年上期までに結論	a, f: 公正取引委員会 総務省 経済産業省 b: 厚生労働省 c, d: 総務省 e: 公正取引委員会 総務省 厚生労働省 経済産業省 g: 総務省 厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	コンテンツ流通の推進	コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。 a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業（権利情報データベースの構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築）を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合のとれた改革について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、AI技術を活用した海外実務を参考にする。 b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。	a:平成30年度中に検討開始、平成31年度結論・措置 b:平成30年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成31年度措置	a:総務省 文部科学省 経済産業省 b:総務省 文部科学省

(6)放送を巡る規制改革（電波の有効活用その他）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
27	電波の有効活用	放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。	平成30年度検討開始、平成31年度上期に中間取りまとめ	総務省
28	新たなC A S機能の今後の在り方の検討	通信と放送の更なる融合が進む中で、4 K・8 K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについての納得が得られるよう、以下の措置を講ずる。 a 総務省を含めた関係者による普及啓発活動等を進めるとともに、当該周知活動の中で、テレビ受像機に搭載される新C A S機能について、十分に消費者に情報提供を行う。 b 新C A S機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなC A S機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。	a: 平成30年度上期速やかに実施 b: 平成30年内速やかに実施	総務省
29	その他	総務省は、Society5.0に向け、通信と放送の更なる融合を始めとする技術革新など、放送を取り巻く国内外の環境変化に合わせた放送の在るべき姿を実現する観点から、これまで規制改革推進会議に出された意見（※）も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に点検を行う。 ※規制改革推進会議第28、33、34回及び同投資等ワーキング・グループ第14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38回資料及び議事録参照。	平成31年内に実施	総務省

(7)エネルギー分野の規制改革（電力先物市場の在り方）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	電力先物市場の在り方の再検討	公正・透明な価格形成の機能を持ち十分な流動性のある電力先物市場の実現のために、インサイダー取引など不公正取引への対策を整備する。また、市場創設に先立ち、東京商品取引所単独での取組以外に、実績ある海外取引所との提携、総合取引所の創設とを比較検証の上結論を得て、その実現のために必要に応じて措置を講ずる。	直ちに検討開始、電力システム改革の観点から市場創設が適当と考えられる時期までに結論、必要に応じて速やかに措置	経済産業省

(8)エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	ガス小売市場における競争促進（現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行）	現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。	直ちに検討開始、平成31年度までに調査・論点整理の上、平成32年度結論を目指す	経済産業省
32	ガス小売市場における競争促進（一括受ガスによる小売間競争の促進）	一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。	平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置	経済産業省
33	ガス小売市場における競争促進（制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進）	ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同等水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置	経済産業省
34	ガス小売市場における競争促進（ガス託送料金の適正化）	小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価のかい離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。	平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置	経済産業省
35	ガス小売市場における競争促進（内管保安・工事における競争環境の整備）	内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置	経済産業省
36	ガス小売市場における競争促進（LNG基地の第三者利用の促進）	LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。 b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。 c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。	a: 平成30年度検討開始、平成31年度結論 b: 平成30年度検討・結論・措置 c: 平成30年度措置	経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
37	ガス小売市場における競争促進（ガス保安規制の整合化）	事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法（昭和29年法律第51号）と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の保安規制の整合性がとられるよう、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置	経済産業省

(9)官民データ活用と電子政府化の徹底

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
38	地方自治体の保有するデータの活用	地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程（立法措置か条例整備かの整理等を含む。）を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置（作成組織の整備を含む。）の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。平成31年度措置	総務省
39	マイナンバー制度に関する正しい理解の促進（ガイドライン、Q&A等の発信）	特定個人情報の適正な取扱いに関する事業者等の理解を深めるため、以下の各事項を含めたガイドライン、Q&A等の発信について、関係者の意見等を踏まえて検討し、実施する。 ・特定個人情報の取扱いと個人情報の取扱いの間の共通部分及び差異を示している既存の資料について、より分かりやすくした資料を発信すること。 ・ガイドラインについて加工可能なデータ形式でウェブサイトで提供するとともに、Q&Aについて検索性を向上させること。	平成30年度検討・結論・措置	個人情報保護委員会
40	マイナンバー制度に関する正しい理解の促進（周知活動）	マイナンバー制度に関する正しい理解を促進するため、これまで行ってきた周知活動を振り返った上で、マイナンバーとマイナンバーカードの違いや、マイナポータルの意義・役割・メリットについて引き続き国民・メディアに分かりやすく説明することについて検討し、実施する。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置	内閣府
41	マイナンバー制度の利活用促進（ロードマップの策定）	国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の利活用促進のため、平成33年以降のロードマップを策定し、公表する。	平成32年結論・措置	内閣官房

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
42	マイナンバー制度の利活用促進（利活用促進のための個別措置）	a 「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）で「証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバーの利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる」とされていることを踏まえ、引き続き、関係府省及び関係業界において、マイナンバー制度の利用の在り方について具体的な検討を進め、結論を得る。 b 住所や死亡等の情報を事業者等に迅速に提供できる仕組みについて、引越しワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの取組の中で検討し、結論を得る。 c 公的個人認証サービスについて、早期にスマートフォン（Android端末・iOS端末）での利用を含めた利活用拡大を推進し、利便性の向上を図る。	a：平成30年度結論 b：平成30年度検討開始、平成31年度結論 c：平成31年結論・措置	a：内閣官房 金融庁 総務省 法務省 財務省 b：内閣官房 総務省 法務省 c：総務省
43	所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）に掲げた団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化については、関係する事業者（保険会社、雇用者等）の連携の上で成り立つことを踏まえ、年末調整関係書類の電子化が実施される平成32年10月以降順次事業者間の連携が進むよう、標準的なデータ形式の設定・公開等必要な対応を行う。	平成30年度措置	財務省
44	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）に掲げた住民税の特別徴収税額通知の電子化等の推進のため、以下の措置を講ずる。 a 住民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。 b 住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないよう留意する。	a：平成30年度上期措置 b：平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
45	所得税の確定申告手続の電子化の推進	医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る。	平成30年度以降順次検討、平成32年度までに結論、結論を得次第速やかに措置	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
46	所得税の扶養是正事務における国・地方の連携強化等	扶養控除等の適用誤りに関する情報について地方から国へのデータ連携を一層推進するとともに、税務署から雇用者に対する是正通知について雇用者が従業員に対し是正内容をより簡便に伝えられるよう従業員別の個票を発行するなど、必要な方策について検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	総務省 財務省

(10) 金融・資金調達に関する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
47	譲渡制限特約が付された債権の譲渡に関する解釈の周知	中小企業等の資金調達の円滑化を図った民法（明治29年法律第89号）の債権関係の改正（以下「改正債権法」という。）の趣旨を踏まえ、債権譲渡に関する以下の内容を含む政府解釈を、経済団体・業界団体等を通じて国民に幅広く周知する。 ・ 譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられないこと。 ・ 少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること。	改正債権法施行まで継続的に措置	法務省 経済産業省 国土交通省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
48	資金調達目的での債権譲渡を許容する実務慣行形成に関する取組	a 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき中央建設業審議会が作成し実施を勧告する建設工事の標準請負契約約款（公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）及び（乙）並びに建設工事標準下請契約約款）に関し、資金調達目的での債権譲渡は、契約の解除や損害賠償、取引関係の打ち切りの原因とはならないという解釈を明確化するなど、必要な措置について検討を行い、結論に応じて適当な措置を講ずる。 b 改正債権法の立法趣旨に沿った実務慣行の形成のため、各企業が用いる契約において以下を明確にすることが望ましいことを、債権譲渡による資金調達需要が見込まれる業界を中心に周知する。 ・改正債権法の趣旨を踏まえ、譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること。 ・譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと。 c 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準（昭和46年通商産業省告示第82号）において、親事業者と下請事業者の間で譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する債権譲渡を禁じない内容とする努力義務が規定されていること等を周知する。 d 改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと、資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと、さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ることを明記した形で、A B L（Asset Based Lending）の普及・促進に関する資料の新たな取りまとめか、又は過去に作成した資料のうち有用性の高いものの修正を施すことを検討し、結論を得た上で実施する。	a：平成30年度検討開始、改正債権法施行までに結論・措置 b：平成30年検討・結論、改正債権法施行まで継続的に措置 c：改正債権法施行まで継続的に措置 d：平成30年度検討開始、改正債権法施行までに結論・措置	a：国土交通省 b：法務省 経済産業省 国土交通省 c, d：経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
49	譲渡制限特約が付された債権の金融機関による譲受け・担保取得等に関する取組	a 融資先による契約違反を惹起させることに関して金融機関が抱き得るコンプライアンス上の懸念を払拭するため、融資先から譲渡制限特約が付された債権を譲り受けること、担保として取得すること、又はこれらのアレンジをすることについて、金融機関から示される金融監督上の具体的な懸念点に対して、金融庁の見解をホームページ等において公表する。 b 金融検査マニュアル及びその付属書類は、改正債権法施行前の平成30年度終了後を目途に廃止されるため、担保価値の評価は、譲渡制限特約の有無による形式的判断ではなく、担保の経済的価値や法的な障害の有無などを勘案した実質的な回収可能性に基づき総合的に判断すべきであることを、金融機関から照会があれば、ホームページ等において公表する。	改正債権法施行までに検討・結論・措置	金融庁
50	クラウドファンディングに係る規制改革	融資型クラウドファンディング（貸付型クラウドファンディング、P2Pレンディング、ソーシャルレンディングとも呼ばれる。）に関して、借り手の匿名化・複数化が必須ではないことを前提として、提供される金融サービスの果たす機能に即し、融資型クラウドファンディングのプラットフォームを運営する事業者、投資家、登録行政庁などの関係者の意見も聴取しつつ、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の投資家保護と貸金業法（昭和58年法律第32号）上の借り手保護を図る観点を踏まえ、投資家に個別の貸金業登録を不要とするため従来の考慮の一要素とされてきた匿名化・複数化と並存する運用上の新たな方策を、借り手の属性なども含めて検討する。その際、実態として貸金業法上の具体的な懸念が発生していないとの指摘もあったことから、同法上の考慮が必要となる場合をできるだけ明確化し、適切な方法で公表する。	平成30年度検討・結論・措置	金融庁
51	中小企業向けの信用保証制度の農業分野への利用拡大	農業の6次産業化や商工業者の農業分野での取組等を後押しするため、商工業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証制度の利用を可能とすることについて、地域のニーズを踏まえつつ、関係機関と検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	経済産業省

(11)確定拠出年金に関する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
52	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を65歳に引き上げることについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）附則第2条に定められた施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、 施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省
53	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢に関する見直し	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を見直し、同一の企業グループ内で転籍した加入者については、60歳以降も加入可能とすることについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、 施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省
54	兼務規制の緩和	金融機関の営業職員が、加入者等に対して確定拠出年金の運用の方法に係る情報の提供をすることを可能にする。	平成30年度検討・結論	厚生労働省
55	兼務規制の緩和に伴う金融機関の営業職員の活動範囲の明確化	金融機関の営業職員が、加入者等に対して確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供を行うことを可能とすることと併せ、営業職員に許容される活動の範囲を具体的に示す。	平成30年度検討・結論	厚生労働省
56	私的年金普及・拡大のための更なる方策の検討	私的年金の更なる普及・拡大のため、加入者の拡大や高齢期の所得確保に資する具体的方策について論点を整理し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度に検討準備としての論点整理を開始、施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省

(12)その他民間事業者等の要望に応える規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
57	高等学校の遠隔教育における著作物の円滑な利用環境の整備	著作権者の利益の適切な保護を図るとともに、著作権の補償金に係る制度上の差異が遠隔教育の推進の障害とならないようにするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。 b 補償金に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異がICT教育推進の障害とならないように、財政面も含め必要な支援について検討を行い、結論を得る。 c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。	a:速やかに措置 b:著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号。以下「著作権法一部改正法」という。）の施行を待たずに、速やかに検討開始、結論を得る c:著作権法一部改正法施行後、速やかに措置	文部科学省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
58	技適未取得無線設備の国内持込みに係る規制緩和	海外の新しい無線機器を活用した新たなサービス開発及び試験を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 技術基準適合証明未取得機器について、電波による実験、試験等の迅速化の観点から、申請内容の簡素化も含め、簡便な手続で無線局の使用を可能とする。また、実験試験局の免許を取得した無線局については、実験結果を踏まえた実用化を加速化するための方策を検討し、結論を得次第、速やかに措置する。 b 電波法（昭和25年法律第131号）に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth、Zigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究開発等の非商業用途に関しては、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用可能とすることについて、研究開発等を目的とすることを踏まえて、利用可能期間を6か月以上の長期とすることを含めて検討し、速やかに制度改正を行い、所要の措置を講ずる。	平成30年度検討・結論・措置	総務省
59	クリーニング所の面積基準等に係る条例での規定に関する実態調査と公表	クリーニング所の面積基準等に係る地方自治体の条例での規定に関して、具体的な規制内容の実態調査を行い、取りまとめ、公表することにより、地方自治体が、他の地方自治体における規制内容を参照しつつ、自主的に規制の見直しを進めやすくするための環境を整備する。なお、必要に応じて追加調査を行う。	平成30年度措置	厚生労働省
60	廃棄物処理法における役員等の範囲からの「資金運用のみを目的とした5%以上の株主」の除外	産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者における発行済株式総額の5%を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者の届出義務の対象に係る、資金の運用管理を目的とする法人株主の取扱いについて、以下を実施する。 a 上場企業である産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者について、信託銀行が株主となっている場合を届出義務の対象外とすることについて検討し、対象外にするとの結論を得た場合には所要の措置を講ずる。 b a以外の資金の運用管理のみを目的とした法人株主を届出義務の対象外とすることについて検討し、対象外にするとの結論を得た場合には所要の措置を講ずる。	a: 平成30年度検討・結論、結論に応じて速やかに措置 b: 平成30年度検討開始、平成32年度結論、結論に応じて速やかに措置	環境省
61	犯罪収益移転防止法による法人の本人確認書類の追加	法人の取引時確認の方法について、民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものが本人確認書類として十分に証明力を有するか否かを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	警察庁 法務省
62	犯罪収益移転防止法によるリース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資に係る取引時確認義務の緩和	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討し、結論を得る。	平成30年度検討開始、平成31年度結論	警察庁 金融庁

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
63	犯罪収益移転防止法による店頭商品デリバティブ取引に係る取引時確認の見直し	店頭商品デリバティブ取引のうち、特定通信手段を利用する取引に関し、簡素な顧客管理を行うことを許容することについて、これまで行ってきた特定通信手段を利用した取引の実態等を踏まえた検討を基に、結論を得る。	平成30年度検討・結論	警察庁 農林水産省 経済産業省
64	金融商品取引業者等による広告等における法定記載事項の緩和	金融商品取引業者等による広告等について、当該広告等に係る業務を所管する加入協会を記載することで足りることとすることを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	金融庁
65	貿易金融に係る信用リスクの計測方法に関する規制緩和	銀行の自己資本比率の算定上、事業法人等に係る信用リスクの算定に当たって、偶発債務かどうかにかかわらず、「短期かつ流動性の高い貿易関連取引」を残存期間の下限（1年）の適用対象外とすることについて、バーゼル規制に係る国際合意（平成29年12月）及び貿易関連取引の実態を踏まえて検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	金融庁
66	厚生年金における70歳以上被用者該当・不該当届等の簡素化	適用事業者の事業主等の負担軽減の観点から、70歳以上被用者該当・不該当届の様式の変更等について、手続の簡素化等の措置を検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	厚生労働省
67	確定給付企業年金に係る積立上限額の報告の簡素化	確定給付企業年金に係る積立上限額の算定及び報告について、控除すべき掛金が存在しない場合には不要とすることを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	厚生労働省
68	認定経営革新等支援機関における行政手続の簡素化	認定経営革新等支援機関における重複的な行政手続について簡素化を検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	金融庁 経済産業省
69	高圧ガス製造事業者による定期自主検査の猶予期間の設定	高圧ガス製造事業者による定期自主検査について一定の猶予期間を設けることを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	経済産業省
70	行政書士が発行する領収書の様式の見直し	行政書士が発行する領収書の様式について、IT化の進展や業務の効率化の観点から、業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえ、様式の指定の要否も含めて見直しを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	総務省

7. その他重要課題

(1)規制改革の観点と重点事項

その他重要課題として、(2)新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革、(3)民泊サービスにおける規制改革、(4)プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し、(5)地方における規制改革について、重点的に取り組む。

(2)新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスの実現	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを一つの節目とし、さらには、その先の未来の社会にも応えられるよう、しなやかな移動サービスを具体化し導入を目指す。安全性の確保を前提にしつつ、利用者のニーズや地域交通機関の課題を整理し、ICTを積極的に活用して、利用者ニーズへのきめ細かい対応と運転手の多様な働き方を実現する新たなタクシーサービスの在り方を総合的に検討し、利用者の立場に立って早急に結論を取りまとめる。	平成30年度検討開始・平成31年度結論	国土交通省
2	救援タクシー事業の明確化	a 救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会通念上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。 b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点を踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれることがないように留意して行う。	a: 平成30年度検討開始・平成30年度結論、 b: 平成30年度検討開始・平成31年度結論	国土交通省

(3)民泊サービスにおける規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	民泊サービスにおける規制改革	住宅宿泊事業の振興を図るため、以下の措置を講ずる。 a 条例による住宅宿泊事業の実施の制限に関して、年間全ての期間において実施を一律に制限すること、都道府県又は保健所設置市等（以下「都道府県等」という。）の全域を一体として一律に制限すること等は、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の目的を逸脱し、政令で定める基準からも適切でないことを、都道府県等に周知徹底し、住宅宿泊事業法の趣旨に沿った実施がされるよう要請する。 また、条例による住宅宿泊事業の実施の制限が行われている区域については、政令で定める基準に照らして、合理的に必要と認められる限度を超えて過度の制限となっていないかについて、都道府県等に確認を行い、法律の目的に沿った対応を求める。 b 住宅宿泊事業の事業者、利用者等が、条例による住宅宿泊事業の実施の制限が行われている区域の状況を一覧的に確認できるよう、ホームページにおいて公表する。 c 住宅宿泊事業に関する手続の簡素化のため、システムを利用したオンラインでの届出を基本とするとともに添付書類の削減に取り組むよう都道府県等に要請する。 d 違法な民泊サービスの排除、住宅宿泊事業を活用した地域活性化の促進等に取り組むなど、好事例の横展開を進め、地方自治体・地域住民の住宅宿泊事業に対するイメージの改善に努める。	a, b: 措置済み(平成 30 年度以降も継続的に実施)、c, d: 平成 30 年度措置	厚生労働省 国土交通省

(4)プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し	プロジェクションマッピング（以下「PM」という。）の実施を推進するため、以下の措置を講ずる。 a PMは従来の屋外広告物に含まれないことを明確にし、PMにふさわしく、かつ、その実施を促進する必要最小限のルールを早急に定め、地方自治体に通知し、対応を促す。 b 事業者がPMを行う際の手続き・窓口等を取りまとめた実施マニュアルを作成し、広く周知する。	a: 措置済み(対応を促す部分は平成 30 年度以降も継続的に実施)、b: 措置済み	国土交通省

(5)地方における規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書	施設型給付費等の請求（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条・附則第 6 条第 1 項）については、子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、市区町村及び事業者から意見を聴きつつ、基本部分に係る請求を含め、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 23 日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示されている「施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書」について必要な見直しを行い、平成 31 年 4 月分の請求から適用することができるよう、市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成 30 年度措置	内閣府
6	自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所届出書	a 自動車保管場所証明申請（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 4 条第 1 項）及び自動車保管場所届出（同法第 5 条）並びに自動車の保有者が当該申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号）第 1 条第 2 項第 1 号）については、 ・都道府県警察が作成している様式を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データでそれぞれの都道府県警察のホームページに掲載すること ・申請又は届出を受ける都道府県警察以外のいずれの都道府県警察の様式であっても当該申請又は届出に使用することができることを全ての都道府県警察のホームページに掲載し、かつ、都道府県警察の申請又は届出に係る全ての窓口で周知すること ・他の都道府県警察の様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付けて処理すること ・申請又は届出を行う者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なることについての理由書は提出を求めないようにすること について、平成 30 年中に都道府県警察に通知する。 b 自動車保管場所証明申請については、全国統一フォーマットによる O S S（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県警察は、平成 31 年度中に 43 都道府県警察に拡大見込みであるが、残りの 4 府県警察についても早急に導入するよう助言する。 c 自動車保管場所届出については、全国統一	a: 平成 30 年措置 b, c: 平成 30 年度以降継続的に措置	警察庁

		フォーマットによるOSSを利用した電子的提出が可能となるよう、関係省庁や団体と連携し、都道府県警察で組織されるOSS推進警察協議会において検討を行うよう指導する。		
7	競争入札参加資格審査申請書	競争入札参加資格審査申請（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5、第167条の5の2等）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。	平成30年度検討開始	総務省
8	納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）	競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10）については、競争入札参加資格審査に当たり証明が必要となる税目等が地方自治体によって異なっている状況にあることから、競争入札参加資格申請に係る審査事項及び添付書類の統一化・標準化についての検討状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ、標準書式の作成について検討する。	平成30年度検討開始	総務省
9	保険契約照会様式	a 保険契約照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条）については、規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について（生命保険・共済用）」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。 b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。	a:平成30年度措置 b:標準書式が普及しない場合に平成30年度以降検討	総務省
10	給与等照会様式	給与等照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法第141条）については、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成30年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等	a 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成 30 年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。 b あわせて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。	a: 平成 30 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b: 平成 30 年度以降継続的に措置	総務省
12	自動車税・自動車取得税の申告書	自動車税及び自動車取得税に係る申告については、全国統一フォーマットによる OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県は、平成 31 年度中に 43 都道府県に拡大見込みであるが、残りの 4 府県についても早急に導入するよう助言する。	平成 30 年度以降継続的に措置	総務省
13	事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書	a 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。 b 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成 31 年 10 月に全国統一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。	a: 平成 30 年度以降継続的に措置 b: 平成 31 年 10 月措置	総務省
14	法人設立等届出書	a 法人設立等の届出（地方税法第 317 条の 2 第 8 項）については、eLTAX システムを改修して、平成 31 年 9 月から全国統一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない 4 地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。 b また、平成 31 年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。	a: 平成 31 年 9 月措置（助言は平成 30 年度以降継続的に措置） b: 平成 31 年度措置	総務省
15	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（地方税法第 317 条の 6 第 2 項）及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書（同法第 321 条の 5 第 3 項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成 30 年度以降継続的に措置	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	給与支払報告書（総括表）	給与支払報告書（地方税法第 317 条の 6 第 1 項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成 30 年度以降継続的に措置	総務省
17	特別徴収税額通知書	a 特別徴収税額通知書（地方税法第 321 条の 4 第 1 項／特別徴収義務者用）については、eLTAX を利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、平成 30 年度上期中に、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。 b 特別徴収税額通知書（納税義務者用）については、引き続き、全ての市区町村における eLTAX を利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。	a: 平成 30 年度上期措置 b: 平成 30 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
18	特別徴収切替申出書	特別徴収への切替申出（地方税法第 321 条の 4 第 5 項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成 30 年度以降継続的に措置	総務省
19	危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書	危険物仮貯蔵・仮取扱の承認申請（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項ただし書）については、全国消防長会等及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体（消防本部及び消防署）に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成 30 年度措置	総務省
20	危険物保安監督者選任届出書	危険物保安監督者選任の届出に添付する必要がある実務経験を証明する書類（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 48 条の 3）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」（平成元年 7 月 4 日消防庁危険物規制課長通知）において示されている「実務経験証明書」について必要な見直しを行い、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成 30 年度措置	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
21	卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書	a 卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 34 条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第 39 条）並びに薬局開設の変更等届出（同法第 10 条）、卸売販売業の変更等届出（同法第 38 条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第 40 条）については、平成 30 年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）に規定されている様式第 86 号「卸売販売業許可申請書」及び様式第 87 号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第 6 号「変更届書」及び様式第 8 号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えることがないようにするよう地方自治体に助言する。 b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	a:平成 30 年度上期措置 b:平成 30 年度措置	厚生労働省
22	毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書	a 毒物劇物一般販売業の登録申請（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 4 条第 3 項）及び毒物劇物一般販売業の変更等届出（同法第 10 条）については、平成 30 年度上期中に、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）に規定されている別記第 2 号様式「毒物劇物一般販売業・農薬用品目販売業・特定品目販売業登録申請書」及び別記第 11 号様式「変更届」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えることがないようにするよう地方自治体に助言する。 b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	a:平成 30 年度上期措置 b:平成 30 年度措置	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	麻薬小売業者の役員の 変更届出書	a 免許を受けている麻薬小売業者の役員の 変更届出（麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 3 条第 3 項第 7 号）につい ては、地方自治体及び事業者における実態把 握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成 し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。 当該書式は、電子計算機による作成に適した ファイル形式による電子データで厚生労働 省のホームページに掲載するとともに、その 後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規 則（昭和 28 年厚生省令第 14 号）で規定する。 b 当該届出に添付する必要がある役員の診 断書については、地方自治体及び事業者にお ける実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書 式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に 通知する。当該書式は、電子計算機による作 成に適したファイル形式による電子データ で厚生労働省のホームページに掲載する。 c 麻薬小売業に係る業務を行わない役員に ついて診断書の添付を不要とすることにつ いては、診断書の添付が不要となる役員の範 囲を明確にして、平成 30 年度中に地方自治 体に通知する。	a: 平成 30 年度措置 （省令で規定する ことは平成 30 年度 以降速やかに措置） b, c: 平成 30 年度措 置	厚生労働省
24	生活保護の決定・実施に 係る照会文書	生活保護の決定・実施に係る照会（生活保護 法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条）につ いては、平成 30 年度中に、「生命保険会社に対 する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知） を地方自治体に通知その他の方法で周知す る。当該周知に当たっては、「調査日の指定」 ができるような書式にすることを含め、地方 自治体及び生命保険協会等と協議の上、必要 に応じ、見直しを行う。当該書式は、電子計 算機による作成に適したファイル形式によ る電子データとする。	平成 30 年度措置	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書	指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請（介護保険法（平成9年法律第123号）第70条）及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請（同法第78条の2）については、平成30年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式（案）について」（平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において示されている第1号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定（許可）申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成18年2月20日厚生労働省老健局計画課事務連絡）において示されている第1号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置	厚生労働省
26	森林経営計画書	森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項）については、平成30年度中に、「森林経営計画制度運営要領」（平成24年3月26日林野庁長官通知）において示されている「森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における支障の実態を把握した上で、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置	農林水産省
27	屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書	屋外広告業の登録申請及び登録事項の変更届出（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第9条）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「屋外広告業登録規則参考資料（案）」（平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について必要な見直しを行い、平成30年度上期中に地方自治体に通知する。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。当該申請又は届出に添付する必要がある書類についても併せて見直しを行う。	平成30年度上期措置	国土交通省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
28	道路工事施行承認申請書	道路工事施行承認申請（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条）については、平成 30 年度中に、「道路工事施行承認申請書の様式について」（平成 8 年 3 月 29 日建設省道路局路政課長通達）において示されている様式を道路管理者（都道府県、市町村）に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成 30 年度措置	国土交通省
29	道路占用許可申請書	道路占用許可申請（道路法第 32 条第 1 項）については、平成 30 年度中に、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）に規定されている様式第 5 「道路占用許可申請・協議書」を道路管理者（都道府県、市町村）に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成 30 年度措置	国土交通省
30	沿道掘削施行協議書	沿道掘削施行協議については、事業者による任意の協力の下で行われるものであり、事業者の負担とならない形での実施について東京都及び特別区と協議を進めるとともに、その他の地方自治体における沿道掘削施行協議の実態把握等を進め、平成 30 年度中に、標準書式を作成し、東京都及び特別区その他関係する地方自治体において標準書式が用いられるよう周知その他の所要の措置を講ずる。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成 30 年度措置	国土交通省
31	臨時運行許可申請書	臨時運行許可申請（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条第 1 項）については、市区町村における実態把握を踏まえ、処理基準（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 3 項）として統一書式を定め、平成 30 年度中に市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成 30 年度措置	国土交通省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
32	産業廃棄物処理計画書・ 産業廃棄物処理計画実施 状況報告書	a 産業廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条第 9 項）及び産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第 10 項）については、平成 30 年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）に規定されている様式第 2 号の 8「産業廃棄物処理計画書」及び様式第 2 号の 9「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。 b 特別管理産業廃棄物処理計画（同法第 12 条の 2 第 10 項）及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第 11 項）についても同様とする。	平成 30 年度措置	環境省
33	産業廃棄物管理票交付等 状況報告書	a 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項）については、平成 30 年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定されている様式第 3 号「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。 b あわせて、電子マニフェストを使用した場合は産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になるため、電子マニフェストの普及に努める。	a: 平成 30 年度措置 b: 平成 30 年度以降 継続的に措置	環境省